

令和8年度和歌山県高校教育改革促進拠点運営事業に係る和歌山工業高校改革支援業務に係る
質問に対する回答

No.	質問	回答
1	組織再編に伴い、本業務に係る事業の運営主体を、同一企業グループに属する別会社へ、令和8年10月1日をもって移管する予定です。実施要領1.において契約日を令和8年10月1日と想定するよう定められていることから、契約締結の時点では当該移管が完了している見込みです。移管先は同グループの事業会社であり、本業務の実施にあたっては、企画提案書に記載の内容を引き続き活用いたします。本業務を遂行する体制、配置する人員、業務の実施方法及び業務実績は、移管の前後で変更なく維持されます。つきましては、応募申請書及び企画提案書の提出名義について、下記のいずれによることが適当か、ご指示をいただけますでしょうか。 (1) 応募申請書提出日における運営法人 (2) 移管先である別会社 (3) 両社を併記する形	複数名義での応募申請を想定していませんので、(1)(2)いずれかを選択してください。
2	組織再編に伴い、本業務に係る事業の運営主体を、同一企業グループに属する別会社へ、令和8年10月1日をもって移管する予定です。3. (1)に掲げる(ウ)役員等に関する調書、(エ)登記事項証明書、(オ)財務諸表、(カ)納税証明書につきまして、下記の2点をご教示いただけますでしょうか。 (1) 移管前の会社が競争入札参加者名簿に登録されていることが確認できる書類をもって、これらに代えることが可能でしょうか。 (2) 移管先である別会社に係る登記事項証明書、財務諸表、納税証明書等を併せて提出すべき場合は、必要となる書類の範囲をご指示いただけますでしょうか。	移管前の会社の名義で提出される場合、移管前の会社が競争入札参加者名簿に登録されていることが確認できる書類をもって3.(1)の(ウ)～(カ)に代えても構いません。移管先の別会社の名義で提出される場合、競争入札参加者名簿に登録されていないのであれば、3.(1)の(ウ)～(カ)を提出してください。ただし、移管前の会社の名義で提出される場合であっても、移管先の別会社に係る3.(1)の(ウ)～(カ)の提出を妨げません。
3	組織再編に伴い、本業務に係る事業の運営主体を、同一企業グループに属する別会社へ、令和8年10月1日をもって移管する予定です。つきましては、契約締結が令和8年10月1日以降となり、その時点で移管が完了している場合の取扱いについて、下記の2点をご教示いただけますでしょうか。 (1) 7. に定める協議において、契約の相手方を移管先である別会社とすることが可能でしょうか。 (2) 上記が可能である場合、別紙1第4に定める同意を含め、必要となる手続き及び提出書類をお示しいただけますと幸いです。	(1) 移管前の会社の名義で企画提案が行われ契約候補者に選定された場合において、令和8年10月1日以降に移管先の会社と契約することは可能です。 (2) (1)の場合、契約締結にあたっては、移管前の会社の業務が、移管先の会社に継承されたことが分かる書面及び移管後の会社の登記事項証明書の写しの提出が必要です。